
令和 2 年 第 7 回 臨時会

上富良野町議会会議録

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

上富良野町議会

目 次

第 1 号（11月30日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○遅 参 議 員	1
○早 退 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○議会運営等諸般の報告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 会期の決定について	2
○日程第 3 北條隆男君の議席の指定について	2
○日程第 4 報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	2
○日程第 5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第11号)）	2
○日程第 6 議案第2号 令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第12号)	...	6
○日程第 7 議案第3号 令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第3号)	6
○日程第 8 議案第4号 令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)	...	6
○日程第 9 議案第5号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例...	12
○日程第10 議案第6号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	12
○日程第11 議案第7号 上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	12
○追加日程第 1 発議案第1号 上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	14

○閉 会 宣 告 15

令和 2 年第 7 回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	専決処分の承認を求めることについて (令和 2 年度上富良野町一般会計補正予算(第 1 1 号))	11 月 30 日	承認可決
2	令和 2 年度上富良野町一般会計補正予算(第 1 2 号)	11 月 30 日	原案可決
3	令和 2 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算 (第 3 号)	11 月 30 日	原案可決
4	令和 2 年度上富良野町病院事業会計補正予算(第 3 号)	11 月 30 日	原案可決
5	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	11 月 30 日	原案可決
6	上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	11 月 30 日	原案可決
7	上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例	11 月 30 日	原案可決
	報 告		
1	専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	11 月 30 日	報告
	発 議		
1	上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一 部を改正する条例	11 月 30 日	原案可決

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について 11月30日 1日間
- 第 3 北條隆男君の議席の指定について
- 第 4 報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 第 5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第11号））
- 第 6 議案第2号 令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第12号）
- 第 7 議案第3号 令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 8 議案第4号 令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）
- 第 9 議案第5号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第6号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第7号 上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第1 発議議案第1号 上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
-

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 元井晴奈君 | 2番 | 北條隆男君 |
| 3番 | 高松克年君 | 4番 | 中瀬実君 |
| 5番 | 金子益三君 | 6番 | 中澤良隆君 |
| 7番 | 米沢義英君 | 8番 | 荒生博一君 |
| 9番 | 佐藤大輔君 | 10番 | 今村辰義君 |
| 11番 | 小林啓太君 | 12番 | 小田島久尚君 |
| 13番 | 岡本康裕君 | 14番 | 村上和子君 |
-

○欠席議員（0名）

○遅参議員（0名）

○早退議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | | | |
|----------|-------|--------|-------|
| 町長 | 向山富夫君 | 副町長 | 石田昭彦君 |
| 教育長 | 服部久和君 | 総務課長 | 宮下正美君 |
| 企画商工観光課長 | 佐藤雅喜君 | 保健福祉課長 | 鈴木真弓君 |
| 農業振興課長 | 大谷隆樹君 | 教育振興課長 | 林敬永君 |

ラベンダーハイツ所長 谷口裕二君

町立病院事務長 北川徳幸君

○議会議務局出席職員

局長 深山悟君
主事 真鍋莉奈君

次長 飯村明史君

午後4時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長(村上和子君) 御出席まことに御苦労に存じます。ただいまの出席議員は14名でございます。

これより令和2年第7回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎議会運営等諸般の報告

○議長(村上和子君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(深山 悟君) 御報告申し上げます。

令和2年11月29日執行の上富良野町議会議員補欠選挙において、北條隆男さんが当選されました。常任委員の選任については、閉会中のため上富良野町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において厚生文教常任委員に指名しました。

本臨時会は、11月27日に告示され、同日議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

本臨時会に提出の案件は、町長から提出の議案7件と報告1件であります。

本臨時会の説明員につきましては、町長以下、関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長(村上和子君) 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(村上和子君) 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

8番 荒 生 博 一 君

9番 佐 藤 大 輔 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長(村上和子君) 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎日程第3 北條隆男君の議席の指定について

○議長(村上和子君) 日程第3 北條隆男君の議席の指定についてを行います。

今回、当選された北條隆男君の議席は、会議規則第4条第2項の規定によって、2番に指定します。

11月29日に行われた上富良野町議会議員補欠選挙において、当選されました北條隆男君を御紹介いたします。

北條隆男君。

○2番(北條隆男君) 皆さまこんにちは。

昨日、執行されました補欠選挙にて無投票で当選が決まり、同日付けで町議会議員に就任いたしました北條隆男でございます。

私は昨年落選以降、一町民として皆様の御意見を聞きながら不満や疑問等、様々な声を聞かせていただき議員時代よりは聞けなかったことを聞き、この1年3か月は貴重な時間になりました。

今後、今まで以上皆様の声を行政に伝え、与えられた職責を全うするため全力で頑張ります。

最後になりますが、議長並びに議員各位、町長以下執行者各位におかれましては今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

◎日程第4 報告第1号

日程第5 議案第1号

○議長(村上和子君) 報告第1号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)、及び日程第5 議案第1号専決処分の承認を求めるについて(令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第11号))を議題といたします。

関連がありますので、一括して提出者から報告及び提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(鈴木真弓君) ただいま上程いただきま

した報告第1号専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）につきまして、御説明申し上げます。

本件は、令和2年9月4日、町民及び民生児童委員が窓口に来庁され、5月に身体障がい者手帳の申請をしたが、未交付との申し出があり、身体障がい者手帳の事務遅延が判明したところであります。

身体障がい者手帳交付にあたり、新規の3名の方について、重度心身障がい者医療給付事業の対象者であることが判明し、重度心身障がい者医療給付事業の申請手続きをしていただきましたが、重度心身障がい者医療給付事業は身体障がい者手帳交付月からの適用となるため、令和2年6月から8月までの3か月間については、受給者として認められず、医療費については御本人様が負担していることを確認しました。

3名の方に対しまして事務遅延のため、重度心身障がい者医療給付事業として補償される額として、合計10万6,883円を補償費として支払いすることで10月26日に和解が成立したところであります。

担当課長として、職員の執務について管理監督の責務を果たせていなかったことが、長期間にわたり発見できなかったものと深く反省しております。

事務処理については、適正かつ確実に進めること、班全体で管理できるよう事務改善し、再発防止に努めてまいります。

障がい福祉事務手続きにつきまして、遅延により大変御迷惑をおかけしました皆様に対しまして、心からお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

報告第1号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、和解及び損害賠償の額を定めることについて。

次の頁をお開きください。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年10月26日

以下、損害賠償の相手方及び和解の内容については、記載のとおりであります。

以上で、報告第1号専決処分の報告についての説明といたします。

御了承賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（村上和子君） 次に総務課長。

○総務課長（宮下正美君） 続きまして、先に一括上程いただきました議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第11号））につきまして、専決処分した要旨について御説明申し上げます。

本件は、前段、保健福祉課長から専決処分の報告させていただきました和解及び損害賠償の額を定めることに関し、相手方との協議・和解を進める上で必要となる費用について、あらかじめ予算措置を講ずるため、補正予算を調整し、10月23日付けで専決処分を行ったところであります。

そのようなことから、地方自治法の規定により予算の内容を議会へ報告するとともに、承認を賜りたく、本議案を上程するものであります。

それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第1号をごらんください。

議案第1号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

記。

処分事項、令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第11号）

裏面をごらんください。

専決処分書。

令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第11号）を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年10月23日。

上富良野町長 向山富夫。

令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第11号）。

令和2年度上富良野町の一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳出。

3款民生費、10万7,000円。

12款予備費、10万7,000円の減。

歳出合計、0円。

以上で、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第11号））の説明といたします。

今回、このような議案を提出することとなりましたことについては、深く反省するとともに、町民の皆様の信頼を得るよう、引き続き適正な業務執行に努めていきますので、御審議いただき、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって報告及び提案理由の説明を終わります。

これより報告第1号及び議案第1号について、一括して質疑に入ります。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 質問させていただきます。

以前には町職員の着服問題がありました。この時町長自身、副町長も1か月間の10%減額という形になっております。ここでまずお伺いしたいのですが、今回はこういった町長自身の責任の所在というのが明確に出されておられません。私はその町職員の着服と同時に、今回町民に対する大なる信頼を失ったという点では、同じ若しくは被害を受けた人員ということを考えればさらに重大な問題だと考えておりますが、町長自身こういう問題についてどのように考えているのか。また、同時に今回、町長自身の減俸、その責任という形が何ら表れておりませんがどうしてなのか確認しておきたいというふうに思います。

次にお伺いしたいのが、こういった事務手続きの遅れた要因という形で若干お伺いいたします。この担当職員は障がい者申請等に就いたということですが、これは実際上司としてその職員が不慣れで、どうしてもこの事務をこなすことができず、いわゆる精神的に追い詰められてこういった状況になったのかどうか、この点どのようにお考えなのかお伺いいたします。

2つ目には、何よりも担当の課長がおっしゃっていたように、チェック体制がなかったという形の話であります。事前に確認体制が明確になっていれば、班で互いにけん制しあう体制になっていれば、発覚の遅れを止めることが十分ではなかったのかというふうに考えておりますが、この点今後の体制と合わせてどういう経過だったのかお伺いしておきたいというふうに考えております。

あとは、何よりも町民の方に補装具も含めて町の賠償責任というところまで発展したわけですから、例えばこ

の町職員の懲戒処分のこの例によりますと、第2条、町長は懲戒処分を行う際、この6つの要件にあたるかどうかということで判断したうえでその懲戒処分、あるいは何らかの対策をとらなければならないというふうになっておりますが、今回は何件に該当してどういう信頼行為を失った要件に該当するのか、この点それぞれの担当職員の処分等は現時点ではどのようになっているのか、まだ調査中ということであれば今後、町長の責任も含めて対処しようとしているのかどうかこの点確認しておきたいと思います。

さらに、調査は現行まだ調査中という形で判断してよろしいですか。本人の聞き取りもまだ終わっていないという状況があるかというふうに思いますが、この点も確認しておきたいと思います。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 7番米沢議員の御質問に私の方からお答えをさせていただきますと思います。

前段、全員協議会の方でも御説明をさせていただきました。職員それぞれについては、誰しものが間違いを起こそうと思っておかしているものではないということは私たちも信じておりますし、今後もそういった信頼関係のもとで仕事を進めていくことが基本というふうに思っております。このような事案が発生するという事案のないように、今回なぜこのような事案が発生してしまったのか、その要因や原因になったところがどういうところにあるのか、それらをしっかりと検証した中で、そういうものがしっかりと検証できなければなかなか再発防止策をまとめることも難しいのかなと思うような案件というふうに受け止めております。そういったことをしっかりと検証しながら再発防止策に努めていくとともに、職員が相互に信頼と協力のもとに仕事が進められるような、そういう職場環境を整えていくことが私たちの最も大切な勤めというふうに受け止めておりますので、そういうことにしっかりと取り組むことが我々の責務というふうに受け止めておりますので御理解を賜ればというふうに思うところであります。私たちの業務は、町民との信頼関係の中で成り立っていますので、今回のこのことを糧としてすべての職員が今一度こういったことを再確認して信頼の回復に努めてまいりたいというふうに考えております。

あわせて、今回の事案に関しましては懲戒処分の規定から言いますと、不適正な事務処理により業務に多大な支障と損害を与えた事案でありますので、その懲戒処分の規程に基づいて厳正にしかるべき時期に対処してまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 私の方から米沢議員の御質問にお

答えさせていただきます。

懲戒につきましては、副町長からお答えさせていただきましたようにしっかりと調査を経た後に、しかるべき処分をしてまいりたいと考えておりますが、私ども特に私、職員を管理監督する責任者といたしましてはこういった町民の皆様方に不信感やあるいは御迷惑をお掛けするようなそういう役場であってはならないということは大前提でございますので、残念ながら今回そのような事案が発生したことに対しましては、深く反省しておりますとともに一番私の取るべき態度としてはしっかりと町民の信頼に応えるような仕事の体制に再構築していくことこそが私感ずべき責任の処し方、身の処し方だというふうに理解しておりますので、今まで以上に身を引き締めて職員の指導・監督にあたってまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 確かに職員は一生懸命に仕事もされております。同時に、故意にどなたもこれをしようとしてこういった事象を引き起こしたということではないかというふうに思います。ただ、やはり町民との関係で言えば、副町長もおっしゃったように適切な事務処理がされていなかったということの経緯があります。また同時に、まだすべての調査が終わっていないということでもありますから、今後班体制において相互のけん制をしながらこのチェック体制を機能させながら再発防止に努めるということではありますが、最終的な結論に至っていないということでもあります。

こういったことも含めて、また12月議会等で質問の機会もありますから質問いたしますが、いずれにしても町民の信頼を完全に裏切ったということだというふうに思います。これは町職員の着服の問題と合わせて偶然ではないような気がするんですね。私自身人事に口をはさむわけではありませんが、人の配置の問題はいかがだったのかということも含めて働きやすい職場、よく町長も副町長もおっしゃっておりますが、そういった環境だったのかということをもう一度検討していただきたいというふうに思っております。

この点で最後になりますが、損害を与えたということですから、速やかに専決したということですからこれは当然だというふうに思います。ただ、損害を受けられた方の話を聞きましたら、数多くは語りませんでした。当然だと思います。私がそこで感じたのは、非常に人というのは憤りを超えると沈黙をするというような現象も見受けられますので、非常にそういった面で疑念を持っていらっしゃるだろうというふうに思います。引き続きこの点にきちんとした体制づくりを、町民にこういうことを改善

しましたという公表が求められると思いますが、この点確認しておきたいと思います。

同時に、町長自身は謝って済むというようなことを答弁しておりますが、前回と同じように私は町長自身の残り僅かというような形ではありますけれども、減俸か何かの対処をきっちりと最後の締めくくりを町民にその姿を見せるべきだというふうに思います。謝って済むという問題ではないのですよこれは。その点お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 7番米沢議員の再度の御質問にお答えをさせていただきます。

議員からも御指摘ありましたように、今回このような福祉事務の遅延により関係する皆様に多大な御迷惑をお掛けしたということは紛れもない事実でありますので、私の立場からも深くこの点についてはお詫びを申し上げたいというふうに思うところであります。議員もおっしゃったように御迷惑をお掛けしてしまったそういう方々達については、当然十分に御納得いただけるようなそういう案件ではないということは確かだろうというふうに思います。すべての方々に状況、その後の手続き等についても御説明をさせていただき、あわせて謝罪を申し上げて何とか御理解を賜ったという状況になっているのかなというふうに思います。

また、私たちの責任のとり方ではありますが、先ほども町長からも御答弁をさせていただきましたが、議員からも御指摘ありましたけれども、人事も含めてですけれども、職場の職員が働きやすい環境をしっかりと整えていくことが私たちに求められている責任、責務というふうに受け止めておりますので、ぜひ御理解をいただければというふうに思います。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 一連の不祥事に関しては、先ほどの全員協議会で一定程度、その経過内容については理解したところでありますけれども、再三、同僚議員が述べているとおり今回は町民に重大な、また、多大な不利益を与えており責任の所在が組織体制を改善などといった生ぬるい案件ではないです。はっきりと町長、この12月の定例会先に控えてますけれども、執行者である責任者として町民に対して一定程度の形はお見せられますよね。確認します。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

しっかりと町民の皆さん方から信頼していただけるよ

うな組織に改める、あるいは改善していくということが私がとるべき町民の皆さん方に対する最大の身の処し方だというふうに理解しておりますので、引き続きそういう態度で仕事を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終了いたします。

これをもって、報告第1号専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）の報告を終わります。

次に、討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第11号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第2号

日程第7 議案第3号

日程第8 議案第4号

○議長（村上和子君） 日程第6 議案第2号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第12号）、日程第7 議案第3号令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）、日程第8 議案第4号令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

関連がありますので、一括して提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま一括上程いただきました、議案第2号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第12号）について、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業について、これまで町議会臨時会及び定例会において議決をいただき、それぞれの事業を実施してきているところでありますが、冬期間を迎える11月に入り札幌周辺を中心とした感染者数の急増など、いまだ終息の目途が見えない中におきまして、これまで、今後に備え未計上としておりました地方創生臨時交付金1,896万9,000円を活用した事業を行うため、

所要の補正をお願いするものであります。

2点目は、特定防衛施設周辺整備調整交付金について、2次配分額が示されたことから、後年度に実施を検討していた、ラベンダーハイツ特殊浴槽等の更新、町立病院医療機器の更新、スプリアス規格の改正による、町内小中学校及び公共施設の旧規格ワイヤレスマイク等無線設備の更新、築20年以上を経過し、劣化・損傷の激しい吹上温泉保養センターのサウナ室の改修について、前倒しして実施するため、所要の補正をお願いするものであります。

3点目は、8月6日開催の町議会第5回臨時会で議決いただきました一般会計補正予算第7号に計上しておりました誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業について、第一次及び第二次募集に応募していたところですが、今年度実施事業として採択されなかったことから、当該予算を皆減するものであります。

次に、今回の補正予算に計上した地方創生臨時交付金事業の概要ですが、1点目は、この年末を控えた時期において影響の大きい飲食業関連事業者に対する支援策として中小企業経営継続奨励助成を行おうとするものであります。

2点目は、コロナ感染症対策に取り組む事業者に対しこれまで行っております小規模事業者持続化事業補助について、追加要望に対応するため予算を増額するものであります。

3点目は、救急活動に従事する消防職員の感染症予防対策として救急活動感染症予防資機材整備事業を実施するものであります。

4点目は、町の基幹産業である農業において、密を避けた農作業体系への転換を目的とした自動操舵装置等の導入支援策としてスマート農業促進特別対策事業の実施を行おうとするものであります。

以上申し上げました各事業の必要な財源については、地方創生臨時交付金及び特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当するとともに、財源調整により、留保財源となる14万1,000円については、予備費に充当することで、補正予算を調製したところであります。

それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第2号をごらんください。

議案第2号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第12号）。

令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ841万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億5,757万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをごらんください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

14款国庫支出金、841万7,000円。

歳入合計、841万7,000円。

2、歳出。

2款総務費、454万4,000円の減。

3款民生費、225万2,000円。

4款衛生費、60万5,000円。

6款農林業費、1,412万5,000円。

7款商工費、805万1,000円の減。

9款教育費、388万9,000円。

12款予備費、14万1,000円。

歳出合計、841万7,000円。

以上で、議案第2号令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第12号)の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) 次にラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長(谷口裕二君) ただいま上程いただきました、議案第3号令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

特定防衛施設周辺整備調整交付金の2次交付に伴い、追加事業としまして、特殊浴槽及びストレッチャー、汚物除去機、放送設備の備品購入を実施するもので、それぞれ所要額を追加補正するものであります。

それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては、省略させていただきますので御承願います。

議案第3号令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第3号)。

令和2年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ715万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ3億4,976万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款国庫支出金、570万円。

6款繰入金、145万8,000円。

歳入合計、715万8,000円。

2、歳出。

1款総務費、44万8,000円。

2款サービス事業費、671万円。

歳出合計、715万8,000円。

以上で、議案第3号令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第3号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) 次に町立病院事務長。

○町立病院事務長(北川徳幸君) 次に議案第4号令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)につきまして、提案の要旨を御説明させていただきます。

補正の概要ですが、まず1点目は特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源とします医療器械購入事業についてですが、1次配分分につきまして入札執行に伴う執行残を減額するとともに、今回2次配分につきまして、町からの出資金と合わせまして、次年度の事業を前倒ししまして、医療器械整備のために増額補正をお願いするものでございます。

今回、購入予定の医療器械につきましては、検査機器である全自動血液凝固測定装置及び経鼻内視鏡の更新であります。

現在既存の機器につきましては、全自動血液凝固測定装置は平成20年に購入して以来12年が経過、経鼻内視鏡につきましては、平成19年に購入して以来13年が経過しており、それぞれ老朽化に伴いまして不具合等が発生してきていることから、今回更新を予定しているものであります。

次に2点目は、本年度、企業債を財源として購入いたします画像情報管理システム購入事業につきまして、事業費が確定したことから減額補正するとともに、企業債の限度額を変更するものでございます。

以下、議案を朗読し説明とさせていただきます。

議案第4号令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)。

(総則)。

第1条、令和2年度上富良野町の病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入、700万5,000円。

第1項出資金、60万5,000円。

第2項補助金、650万円。

第3項企業債、10万円の減。

支出。

第1款資本的支出、700万5,000円。

第2項建設改良費、700万5,000円。

(企業債)。

第3条、予算第5条に定めた企業債の変更は「第1表企業債補正」による。

次の頁をお開き願います。

第1表、企業債補正。

(1) 変更。

先ほど説明させていただいたとおり、画像情報管理システム購入事業につきまして、事業費が確定したことから、企業債の限度額を2,000万円から10万円減額しまして1,990万円に変更するものです。

次ページ以降につきましては説明を省略させていただきます。

以上、議案第4号令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)の御説明とさせていただきます。

御審議いただきまして御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第2号、議案第3号、議案第4号について一括して質疑に入ります。

御質疑ございますか。

7番米沢義英君。

○7番(米沢義英君) 15ページの誘客型の予算が今回、対象から外れるという事態になっております。額も含めて賑わいを戻すという形の予算だったのかなというふうを考えておりますが、どういう要因だったのか確認しておきたいと思っております。

また同時に、このページで中小企業の奨励の飲食業関連の予算もついて、予算化されております。関係する業者

の方も、町の対応に対して非常に激励いただいたという形の声もたくさん聞かれるという状況になっております。しかし今回、いわゆる飲食店関係に合わせた酒類関係の卸売業者等が対象となっております。ところがそれ以外にも、宿泊施設や理美容だとかいろんな施設があるかというふうに思います。どの事業所聞いても、大小の差はあったにしても、非常にコロナによって客数も減って対応、消毒とかも含めて大変だという状況になっております。今回この奨励助成については、わかりやすく言えばすべての業者が対象になっていないという状況が見受けられますが、そういったところも対象にした事業にすべきではないのかというふうに考えておりますが、なぜ今回、この対象からその事業所等が外れたのか、この点確認しておきたいというふうに思っております。

また同時に、予算全般についてお聞きしたいのですが、ひとり親家庭等いわゆる弱者と言われる方がこの年末控えて厳しい状況だということになっております。そういう部分の支援する予算かというのは今回計上されておりましたが、そういった部分に対してはどのようにお考えなのか、新聞等を読みましたら国等においてもそういった方々に対する支援も検討されているというふうに見受けられますが、同時に町においてもそういった方々に対する早急な対応も必要ではないかというふうに思いますが、この点お伺いいたします。

○議長(村上和子君) 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長(佐藤雅喜君) 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、最初に誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業の採択になった件についての御説明をさせていただきたいと思っております。この件につきましては、最初に観光庁の事業として観光の参事官の方から色々アドバイスなどを受けて、やってきたものでございます。当時の補正いたしました、内容につきましては大きなものは泥流地帯の世界観を再現するようなコンピューターグラフィック映像の制作というものが大半を占めておまして、その他にPR等の事業でございました。この事業につきましては当初そういったことで長期的なスパンで将来にわたって観光客を誘致できるようなものについて取り組むべきというような観光庁の指導やアドバイスもありまして、そういった部分で2,000万円の補正をいただいたところなんですけれども、実際に応募してみたところ第1次がおおよそ2,000件ございまして、その2,000件の応募を捌くといいますが審査するのに観光庁の方で直接検証が大変難しいということで外部委託するというような事態になっております。そういったことで基本的に当初観光庁が期待していたような事

業でない、どちらかという今まであったイベントをコロナ対策で外部に配信できるようなものですか即効性があるものの方にシフトしているような結果になっているんだというふうに思われます。

それから1次が終わりまして、その後2次に移行するときにぜひこの事業については珍しいことなので、引き続き2次においても手下げないでおいといてくださいということで2次に移行してきましたけれども、2次につきましては1,500件、1次からの引継ぎも込めて1,500件ということで多くの応募があったことから、長期的な見通しよりは今年度中に完結するような事業に推移したのが大きな要因だというふうに考えられます。このようなことから、今回2次の発表がありますと11月の10日ということで、これからのCG制作というのは当然、半年というのはかなり厳しいスケジュールになりますので、今年度については見送ったということの経緯にございます。

続きまして、飲食店と酒類の業種に絞った要因についてだと思われます。

基本的に、この年末にかけての補助については商工会の方からいろいろと働きかけがあり、そういったものの中で調整の内容についていろいろと検討させていただいたものでございます。直接的にお客さんが減っているという部分、商工会の方からの要望の中には時短であるとか、営業時間短縮ですとかそういったものも想定されるのではないかとこのことを考え、特に飲食のお店について支援がほしいというような要望でございました。そういうような要望を受けまして、我々としてもぜひそういった要望に沿って支援をしたいということで飲食店及びそちらにお酒を卸している酒類のところということでやっているとございます。町内全般の経済対策の一環としては、明日から販売されますプレミアム付きの商品券なども1億円プラスプレミアム分が3,800万円という形で町内消費をされることをぜひ事業所の皆さんにも有効に活用していただきたいと思っておりますし、まだ宿泊についても割引の制度が引き続き行なわれておりますので、今後コロナの状況によってはいろいろと制約が出るかもしれませんがそういったことも含めて全業種にかかる支援というのがある程度まだ継続中のものがあるということで御理解をいただきたいのかなと思っております。

企画商工観光の方は以上でございます。

○議長(村上和子君) 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長(鈴木真弓君) 7番米沢議員からのひとり親家庭に対する支援についての検討はしていないかの御質問にお答えさせていただきます。

私も先日新聞等を確認しまして、国においては年内においてひとり親家庭に対してぜひ給付を進めたいというような検討をしているということを情報入手しておりますが、これについて北海道に確認したところまだ北海道にも情報はきていないということで、それについては情報を速やかに確認しながらどのような形で進めていくのかを事務としては進めていきたいと思っております。町としましては、町内に約80世帯の方がひとり親ということで町としては確認しております。今回は新型コロナ禍ということで、国においても定額給付金以外にもひとり親家庭には別に給付をされ、かつ前年の収入に対して新型コロナ禍で勤務が厳しくなり、月額給料が下がった方に対しても個別でうちの方で相談を受け、それを申告とし、加算の方も手続きの方を進めさせていただいて22世帯の方については加算も受給している状況でございます。町としての独自の支援策は現在持ち合わせておりませんが、国ないし道からの通達をもって、町としては速やかな手続きを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長(村上和子君) ほかにございませんか。

4番中瀬実君。

○4番(中瀬実君) 議案3号の11ページのところのラベンダーハイツの関係で今回備品購入ということになっています。この備品購入については特殊浴槽、ストレッチャーに汚物除去機、これは総体で671万円ということになっておりますけれども、こちらは単品ごといくらになっているのかということと、こういった機器については特殊な機材でありますのでこれらを選定するときこの何が決め手になってこの会社からこういうふうに入れたという理由があれば教えていただきたい。

○議長(村上和子君) ラベンダーハイツ所長、答弁。

○ラベンダーハイツ所長(谷口裕二君) 4番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回補正で上げさせていただいたのは備品購入の関係でございますけれども、特殊浴槽及びストレッチャーにつきましては、これは一体的に整備をする予定をしているものでございます。また、汚物除去機についてはこれも一台ということで、これは洗濯室の方に備え付けるものでございますが、いずれも購入から20年以上経過しているということで経年劣化が見られるということから更新整備を図る予定のものでございます。

また、機種を選定の関係でございますが、それぞれ現行で使用しております機器を基本としまして、それぞれ関係する業者等から参考見積等とりながら事業の機種を今後進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。（「内訳」と発言するものあり）

すみません、ラベンダーハイツ事業の備品の方の内訳でございますが、特殊浴槽及びストレッチャーこれは一体的ということでございますので補正の額としては66万5,000円でございます。汚物除去機につきましては104万5,000円、合わせまして671万円を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 私は議案書15ページの1目商工観光費に関しまして2点御質問させていただきます。

1点目は中小企業経営継続奨励助成金に関してでございます。今回、酒類を卸売りする事業者見込み5件に対しても支援するという事で、特に異論はございませんけれども、一方でふるさと応援モニター事業におきまして近年、サッポロソラチエースの売上げが好調だと聞いております。コロナ禍で家庭内のビール消費が増えている状況に鑑み、また、駆け込み納税月の12月を迎えるにあたって酒類を卸売りするすべての町内事業者に対して、ふるさと応援モニター事業としてソラチエースやサッポロクラシック、富良野ヴィンテージなど御当地ビールの取り扱いをするよう、商工会もしくは行政が推奨されているのかどうかお伺いたします。

2点目は小規模事業者持続化事業補助に関してでございます。これまで、そして今回と臨時交付金を活用して町内事業所の感染予防対策のハード面が整備されておりますことは大変重要なことと認識しております。一方で特に飲食業において、コロナの終息が見えない今、全国的に外食の新様式が模索されている中、我が町も例えば一人飲食、家庭飲食の推奨や一人鍋などの個別メニューの提供など行政として商工会と連携して、ソフト面の充実に努められているのか、もしくは今後努められる予定があるのかどうかお伺いしたいと思います。いずれにせよ両方の質問に関しましても、一時的な支援ということで大変それぞれの事業所が助かっていると思いますけれども、行政として地力をつけていただくような働きかけがあるのかどうかということでお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（佐藤雅喜君） 9番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目のふるさとモニター事業におけるビール類の推奨の件でございますけれども、基本的に今までやったのはまるごと上富良野ですとかそういったものを行っておりますけれども、それぞれの商品名的には上富良野のホップを使ったようなビール等のものについてはお

酒屋さんの方で取り扱いできないというのを判断します。それから、このモニター事業に載せますウェブ上のそういった会社との相談の中でやれるやれないというものが決まってくる形でして、それぞれの酒店などにおいて積極的に参加いただけるようにそちらの業者の方からも、いろんなアプローチをお酒に限らずいろいろやっております。そういった中で上富良野の特産品である、それから特徴的な商品等についても、大きくというわけではございませんけれども年々若干ずつは商品等も増えているというような状況でありますので、お酒に限らずそういったものをしっかりと活用してもらって、自分のお店の売上げ増、それから上富良野のPR、そういったものに努めてもらうようお願いしているところでございます。

それから、飲食業の方でございますけれども、先ほどもちょっと御説明したんですけれども、飲食部会の方に補正予算を御承認いただいたんですけれども50万円程度のそういうような衛生対策をしていますよというPRとか、ちょっと今までとは違う売り方ですとか、そういうことをやるような勉強とか、それから衛生面の対策をしているかどうかのチェックをするとか、そういったことに飲食部会である程度自由度をもって活動できるように補助をお決めいただいておりますので、そういった部分飲食部会の方で、今佐藤議員の方が御提案いただきました例えば一人鍋ですとか、そういったものが具体的にできるかどうかということはあるんですけれども、飲食部会の方でのいろいろな検討、それからお勉強はしているというふうに伺っておりますのでそういった点で対策と合わせて取り組んでいただけるものと期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 関連になるんですけども、同じく15ページの商工振興費の中の企業振興対策費並びに商業振興費の方です。

この間、町においても先の補正におきまして、既に6,400万円等の持続化の奨励金を出していただいて、本当に町として困った事業者に寄り添った政策だったなというふうに思っております。今回の酒類を販売、もしくは飲食店に対するこの一律の15万円、これは決して私否定するものではありませんし、大変すばらしいことだと思っておりますが、見ますと申請期間が来月の12月4日から年明けました1月29日というふうになっております。新型コロナウイルスまだまだ冬期間活動が活発になることが予想されますし、終息が未だ見えていない状況において、先ほど同僚議員からもありましたように他の業種

においても売上げが極端に落ち込むということも事実上既に起きておりますし、この先も起きることが懸念されております。やはりこういったものというのは、今年度中においてまた必要になること、特に商工会と連携を図りながら実情をしっかりと見据えた中で、今回の補正については本当にこれはこれで素晴らしいと思うんですが、その部分カバーしきれなかった業種に対して今後、何らかの手当があるのかをお伺いしたいということと、合わせてこのコロナウイルスの小規模持続化事業の中の、いわゆるコロナ対策の感染予防の備品購入のところに対しましても、今回第3回目という非常に大きな補正をいただいております。観光業に携わるところについて、また観光協会の方で先に枠を持っているということで、今回これは小売業であったりサービス業であったり、他飲食業等にこちら使えるということで非常に効果が望まれるところでございますが、ものによっては既に機能的な部分を満たすものが品切れをしている、具体的に言いますと空気清浄機のようなものであったりするものがメーカー欠品をしているものが出てきております。お伺いしたいのが、例えばそういったものが年度内は入らないよとそういった場合の申請というものも受付が可能なのかということと、もう一つ今回750万円というおよそ25万円の30件という、商工会の方にある程度予約で入ってきているところから上がってきた積算だと思われるんですが、今後さらにこれらが件数が増えていった場合これらもそういったところしっかりとカバーをできるのかどうかお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（佐藤雅喜君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず一点目の、今年度中にカバーできない場合の、今回のことは暮れからお正月ということで1月いっぱいまでの申請というようなことで対応するという事になっておりますけれども、基本的にこれらの臨時の交付金については3月末までの精算というものが縛りになっておりますので、例えば商品券もそうですけれども商工会の方で頑張っていたら3月の15日までということで、本当のギリギリまで頑張っていたらというような状況ですけれども、基本的に精算事務というのもひと月なり大変時間かかって負担もかけてる、業務的にも事務的にも負担もかかっているところもありますので、これの後やるとなるとかなり相当厳しい時間的なものがすごくタイトになりますので、基本的にはこの部分で一旦このような補助の仕方については区切りをつけたいなというふうに思っています。ただ、今後いろいろと状況がどういうふうに変わるのか国からの状況もありますので、そうい

った状況がありましたらまた再度皆さんにお諮りして対策を練るということは可能かなと思います。この第2次の部分についてはここで一旦締め切りといいますか、一旦の区切りにしておきたいというふうに考えております。

それからコロナ対策についての品切れ等の情報でございます。これも今言ったのと同じような状況がございますので基本的にはぜひ期間内に商品を何とかして揃える。それから施設の改善を図るということ想定しておりますので、そのところは確かに難しいものがあるかと思っておりますけれども、その部分は例えば同じようなもので代替えるものを購入いただくとか、設備をそういったものを同じような機能を有するようなことに変えてみるとかという工夫をしていただきながら、何とか年度内の消化をお願いしたいということと、基本的に今回30件というような数値を出したのは、何回も何回も同じように足りない足りないということで3回目ということもありますので、商工会の方で本当に商店の方のちゃんと聞き取りをしていただいて、これでほぼほぼ満足いく件数達するよということお言葉いただいておりますので大丈夫だと私は思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） これまでの間の商工事業者に対しての支援策等々は4月以降様々な形で効果的にほどこしがなされていると思っておりますけれども、先ほど課長折に触れてプレミアム商品券の話をしていただきましたけれども、今回この補正であれば本当に素晴らしいなと思った案が、今回11月の中旬に一定期間、申込期間を受けそれに基づいてこのプレミアム商品券事業は一般高齢者の部ということで1,200世帯7,000セットを見込み、また子育て世帯の部ということで500世帯3,000セットの見込みということで、それぞれ希望を募ったところかなりな申請件数があったということで一般高齢者の部においては3,280セットのオーバー、これはプレミアム分に換算して不足額が984万円、そして今回プレミアム率を50%に引き上げて10万円申し込むと5万円分プレミアムが付くというこのターゲットを絞って子育て世帯の支援が必要だろうということでしょうけれども、見込みの500世帯3,000セットに対し、2,212セットのオーバーがあったということでこのプレミアム分の不足額は1,106万に上りますけれども、今回総じて約2,000万円ぐらいの枠外の希望が町民からあったということでももちろん大義は商工業者救済ということで、そういった個店にお金が行くようになっていくことはわかりますけれども、このコロナ禍における生活支援

策ということ町全体で協議した時、この11月中旬の申し込み締切後にこの数字の報告を受けて企画商工観光課及び町の会議で、例えば子育て世帯の部だけでも1,100万円強の追加予算を講じて支援しようなんてことは考えられなかったのか。そして、今回いろいろと考えがあってやはり申し込みになられた方も5万円分のプレミアが付くということで、例えばその5万円分もらったら何をしようということで本当に生活に困窮されている方はその先々までも考えていたと思います。残念ながら通知の結果が今月25日26日と二日間に分けて12月一日から引き換えというこの事業に対して、数日前に初めてその結果を知らされて蓋を開けてみたら希望額の満額、例えば10万円の申請であれば結果5万円だったという方、相当がっかりされています。あと例を申し上げますと、隣町の中富良野町はこの時期にやはり同じようなプレミアム商品券事業がありまして、ちなみに隣町では超過申し込み分すべて町長、それから議会の判断で希望者に申請額を給付しています。そういったことも含めて町のスタンス、再度こういった方々に手を差し伸べる必要があると考えますがどのようにお考えでしょうか。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

プレミアム商品券事業につきましては、荒生議員も御質問の中でも述べられておりますように、今回は特に年末年始を期間とした経済の喚起策ということで一定程度の事業規模を想定した中で、多くの町民の皆様へ御活用いただき地域の経済振興を図ろうという目的でございましたので、町につきましては特にそれを申し込みが増えた部分について対応について新たな追加のということについてはそういう考え方を持ち合わせていないということでございます。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第2号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第12号）は、原案のとおり可決されました。

次に、討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第3号令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

次に、討論を省略し、これより議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第4号令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎会議時間延長の議決

○議長（村上和子君） お諮りします。

本日の会議は、議事が17時30分以降に及ぶことが考えられますので、あらかじめ延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、あらかじめ延長することに決定しました。

◎日程第 9 議案第5号

日程第10 議案第6号

日程第11 議案第7号

○議長（村上和子君） 日程第9 議案第5号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第10 議案第6号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第11 議案第7号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

関連がありますので、提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま一括上程いただきました、議案第5号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第6号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第7号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

例年8月に行われる人事院が行う人事院勧告について

は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、調査時期を遅らせて実施され、本年10月7日・10月28日の2回にわけ行われたところであります。

その内容については、月例給については、民間給与との格差が極めて少なく、俸給表等の適切な改定が困難であることから据置、ボーナスについては、民間との均衡を図るため、引き下げる勧告がされ、当該勧告どおり実施する旨、閣議決定を経てこの度、法改正がなされたところであります。

本町の職員の給与についても、人事院勧告及び国家公務員給与の改正内容を参酌し、所要の改定を行うため、町職員の給与条例の一部を改正しようとするものであります。

あわせて、本年度から制度開始となっている会計年度任用職員に対する期末手当の支給率については、据置となりますが、会計年度任用職員の期末手当支給に関する規定中、町職員の支給率を引用している部分について、改正する必要があることから、会計年度任用職員給与条例の一部を改正するものであります。

また、特別職の給与及び期末手当については、特別職報酬審議会での審議に基づくところであり、現状、町職員の期末・勤勉手当合計と同じ率となっておりますが、今回、一般職員の期末手当を引き下げること及び今般のコロナ禍における人事院勧告の内容に至った社会経済情勢等を参酌し、特例措置として今12月期の期末手当について、引き下げるよう特別職給与条例の一部を改正するものであります。

次に、改正の内容についてであります。1点目として、町職員の期末・勤勉手当については、年間4.50月を4.45月に0.05月引き下げ、引き下げ分は期末手当に配分を行うものであります。

2点目として、常勤特別職の本年12月分期末手当について、0.05月引き下げを行うものであります。

3点目として、会計年度任用職員の期末手当支給に関する規定中、一般職員の支給率を引用している部分について、町職員給与条例の改正後の支給率に改正するものであります。

以下、議案にそって、御説明申し上げます。

最初に、議案第5号をごらんください。

議案第5号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員の給与に関する条例（昭和35年上富良野町条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

第6項、町長等の令和2年12月に支給する期末手当に限り、第2条第4項の規定にかかわらず、同項中「10

0分の210」とあるのは「100分の205」とする。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

次に、議案第6号をごらんください。

議案第6号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

（上富良野町職員の給与に関する条例の一部改正）。

第1条、上富良野町職員の給与に関する条例（昭和35年上富良野町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条、上富良野町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

次に、議案第7号をごらんください。

議案第7号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

（上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）。

第1条、上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年上富良野町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第22条第1項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条、上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第22条第1項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

以上で、議案第5号、議案第6号及び議案第7号に關し説明いたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これより議案第5号、議案第6号、議案第7号について、一括して質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第5号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、討論を省略し、これより議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第6号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、討論を省略し、これより議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第7号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

5番金子益三君。

○5番(金子益三君) 動議を提出いたします。

上富良野町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件については、これを緊急を要する事件と認め、日程に追加して審議することを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) ただいま、5番金子益三君から、上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を、緊急を要する事件と認め、日程に追加して、審議することの動議が提出されました。

この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の動議を議題として、採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

したがって、上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の動議は可決されました。

暫時休憩といたします。

午後 5時24分 休憩

午後 5時25分 再開

○議長(村上和子君) 休憩を解き再開いたします。

◎追加日程第1 発議案第1号

○議長(村上和子君) 追加日程第1 発議案第1号上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

5番金子益三君。

○5番(金子益三君) ただいま追加日程で上程されました発議案第1号上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案の趣旨を説明いたします。

この度、令和2年度人事院勧告により国は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を11月6日に閣議決定され、給与法改正案が決定し、今臨時会に提出されることにより、本町の職員の給与についても人事院の勧告内容及び改正法を参酌し、期末手当の支給率の引き下げが行われ、ただいま可決をした議案第6号において可決を行いました。また、それに伴い議案第5号、議案第7号では特別職及び会計年度任用職員も同率で引き下げることを可決いたしました。

また、ここ富良野沿線はもとより上川管内、道内の多数の市町村においても議会議員の12月期末手当があわせて同率の引き下げが行われている現状にあります。

このような現状を踏まえ、住民の代表である我々上富良野町議会も、今回の人事院勧告に伴う公務員期末手当の引き下げに合わせた特別措置として、条例改正を行う必要を考えまして本案を提出するものでございます。

以下、議案を朗読し提案をいたします。

発議案第1号上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁

償等に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を次のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和2年11月30日提出。

上富良野町議会議長 村上和子様。

提出者 上富良野町議会議員 金子益三。

賛成者 上富良野町議会議員 元井晴奈。

同じく、北條隆男。

同じく、中澤良隆。

同じく、米沢義英。

同じく、荒生博一。

同じく、佐藤大輔。

同じく、今村辰義。

同じく、小林啓太。

同じく、小田島久尚。

同じく、岡本康裕。

裏面を御高覧ください。

上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和32年上富良野町条例第2号)の一部を次のとおり改正する。

附則に次の1項を加える。

第3項、令和2年12月に支給する期末手当に限り、第4条第2項の規定にかかわらず、同項中「100分の210」とあるのは「100分の205」とする。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、御審議賜りまして原案をお認めいただきますようお願い申し上げます。(発言の声有り)

訂正をいたします。

先ほど議案第7号会計年度任用職員の引き下げと申しましたところは、今回会計年度任用職員の引き下げはございませんので訂正をさせていただきます。

以上、御審議賜りまして原案をお認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、発議案第1号上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(村上和子君) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和2年第7回上富良野町議会臨時会を閉会といたします。

午後5時31分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

令和2年11月30日

上富良野町議会議長 村上和子

署名議員 荒生博一

署名議員 佐藤大輔